
柏崎市こども・若者計画(案)

令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

概要版

柏崎市

計画策定の概要

計画策定の背景と趣旨

いじめ、不登校、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等、子ども・若者を取り巻く課題は複雑化しています。

国においては、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が平成 22(2010)年 4 月に施行されました。また、令和 5(2023)年 4 月には「子ども基本法」が施行され、「子どもまんなか社会」の実現を目指す施策を総合的に推進する「子ども大綱」が同年 12 月に閣議決定されました。

柏崎市では、令和 7(2025)年 4 月より「第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、概ね 18 歳以下の子ども・子育て支援施策を総合的に推進しています。一方で、成年年齢を迎えた 18 歳以上の若者についても、進路や就労、人間関係等への悩みや不安を抱え、支援を要する者がいることから、全ての子ども・若者が健やかに成長し、活躍できる社会を目指し、若者支援を総合的に推進することを目的に「柏崎市子ども・若者計画」を策定しました。

計画の位置付け

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく市町村計画です。

最上位計画である柏崎市第六次総合計画及び福祉部門の上位計画である第四次柏崎市地域福祉計画等との整合を図り策定しました。

また、本計画と「第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画」とを相互に関連付け、一体のものとして推進する「柏崎市子ども計画」の一部として位置付けます。

計画の期間

令和 8(2026)年度から令和 11(2029)年度までの4年間

令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
柏崎市第五次総合計画 後期基本計画		柏崎市第六次総合計画 前期基本計画		
柏崎市子ども・若者計画				
第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画				

子ども・若者を取り巻く現状

子ども・若者を取り巻く状況は、近年大きく変化しています。本市の主な状況は次のとおりです。

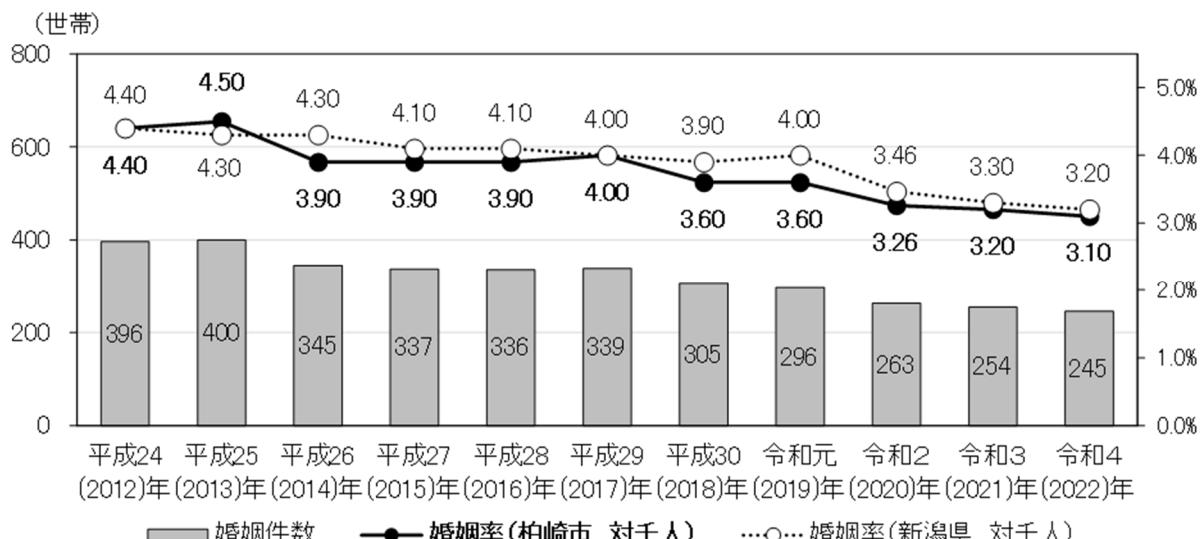
統計でみる本市の状況

◆ 19歳以上30歳未満の人口の推移

本市の総人口は、令和7(2025)年4月末時点で75,607人。その内、19歳以上30歳未満の人口は6,490人で、平成28(2016)年以降減少傾向です。

◆ 婚姻件数・婚姻率の推移

本市の20歳から39歳までの婚姻件数・婚姻率は、平成29(2017)年以降減少傾向にあります。



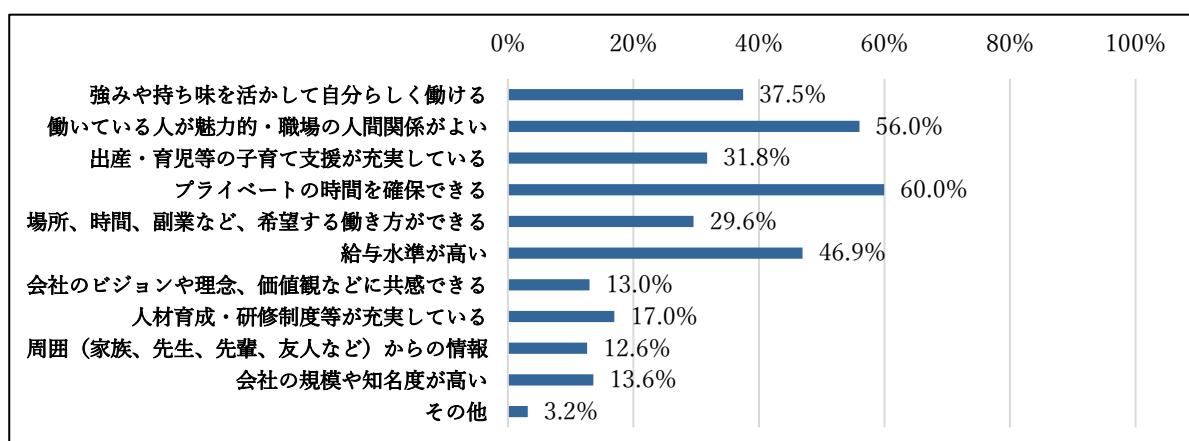
資料:新潟県「人口動態統計の概況」

基礎調査結果からみる若者の現状

柏崎市若者の意識に関するアンケート調査(対象:19～29歳の若者)

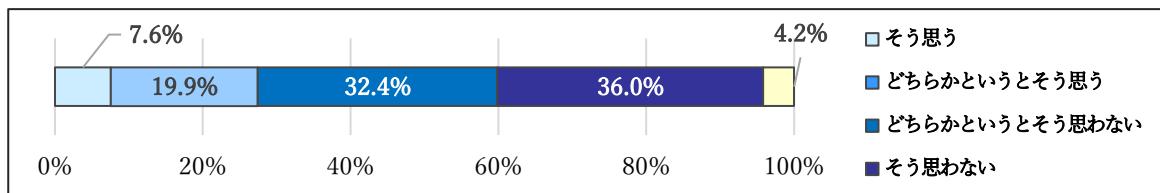
◆ 就労意識にすること

就職先を選ぶうえで、「プライベート時間の確保」を重視する若者が最も多く、ワーク・ライフ・バランスを大切にする傾向が高いことがうかがえます。



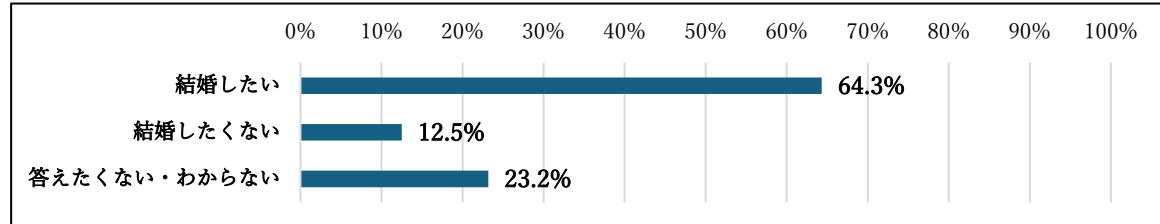
◆ 若者の活動場所・機会について

子どもや若者の遊びや体験の場が、「十分あると思う」と感じている若者は 27.5% であり、「十分あると思わない」と感じている若者は 68.4% でした。



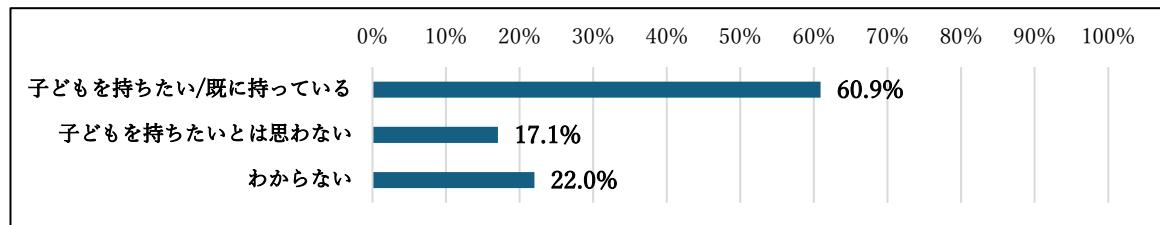
◆ 結婚について

自分の一生を考えたときに、「結婚したい」と考える若者は 64.3% でした。

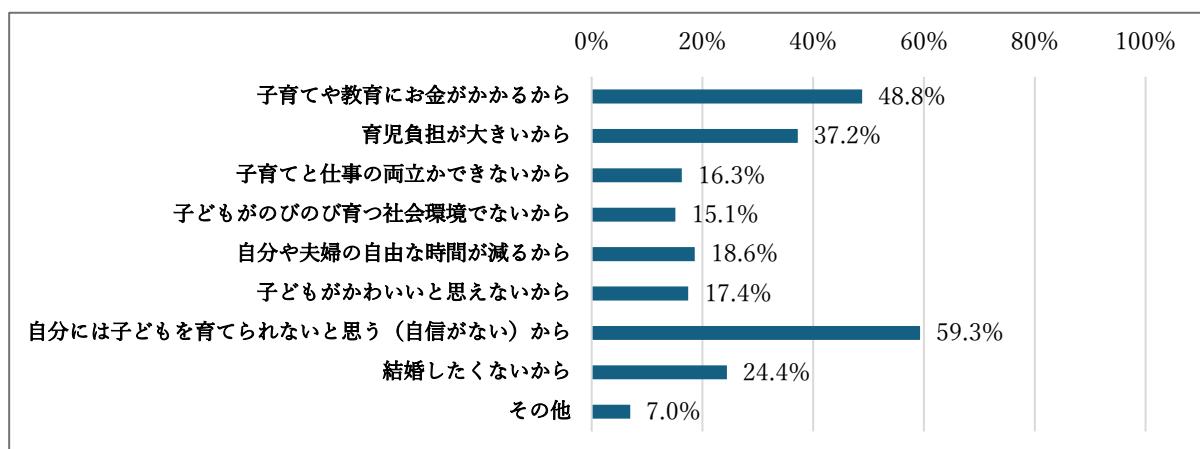


◆ こどもを持つことについて

「こどもを持ちたい(既に持っている)」が 60.9%、「こどもを持ちたいとは思わない」が 17.1% でした。



こどもを持ちたいと思わない理由は、「自分にはこどもを育てられないと思う(自信がない)」が 59.3% と最も多い結果でした。



計画の基本的な考え方

基本理念

すべての子ども・若者が尊重され、
安心して住み続けたいと思えるまち・柏崎

- 一人一人の子ども・若者が、自尊心や自己肯定感を育みながら、様々な社会体験を通じて将来の夢や希望を持つことは、自己の形成と自立の準備にとって大切なことです。
- 困難な課題を有することも・若者であっても、夢や希望をあきらめることなくチャレンジできることが必要です。
- 本計画の策定においては、関係機関・団体を含んだ地域全体が有機的に連携し、すべての子ども・若者が持てる能力を生かして社会的に自立・自律し、将来にわたり住み続けたいと思えるまちを目指します。

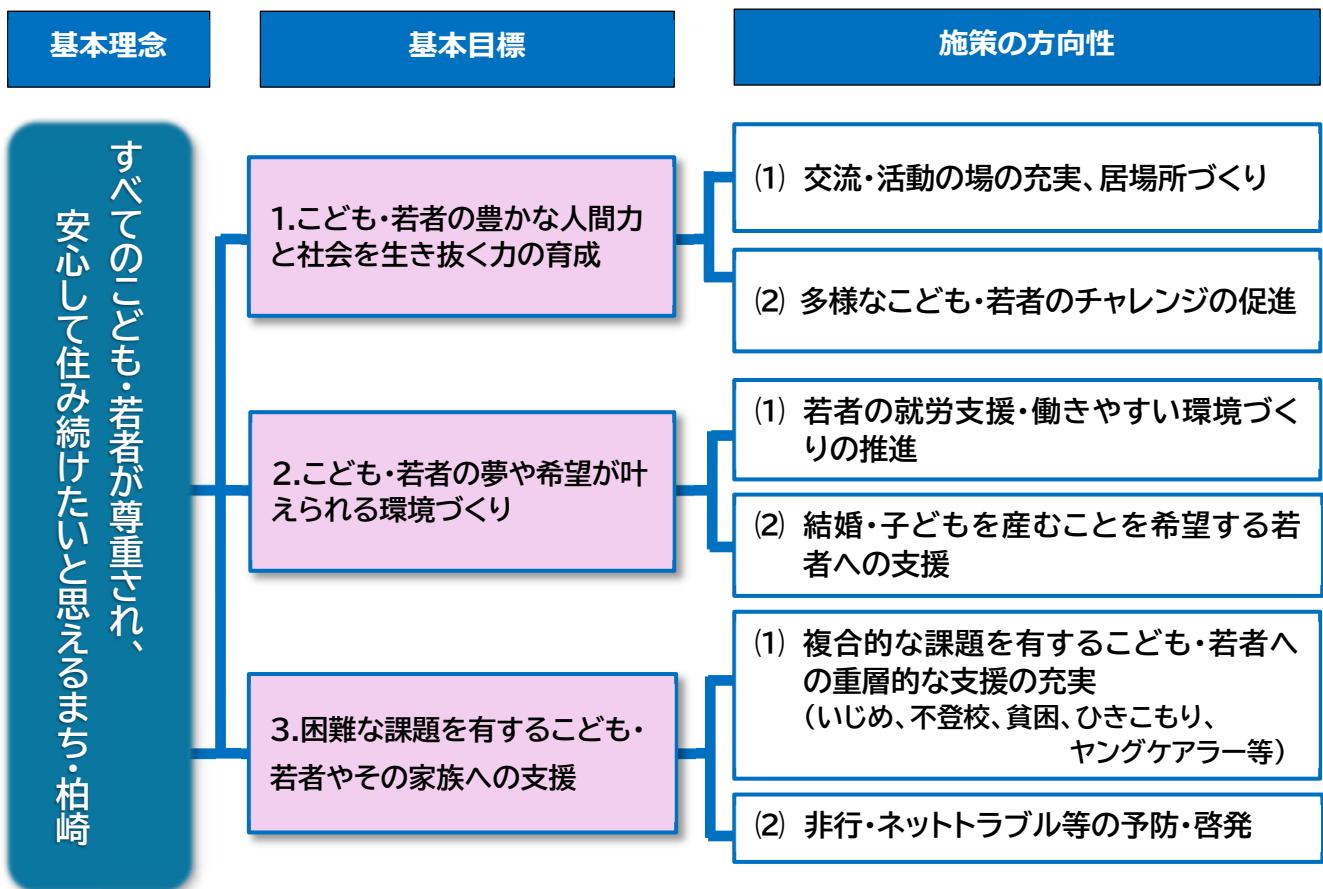
基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標とします。

基本目標 1	子ども・若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成
	現代のような変化の激しい社会において、自分らしく生きていくための「人間力」と「社会を生き抜く力」を身につけることが重要です。子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりを促進する他、個性や能力を大切に、チャレンジできる環境づくりを推進します。
基本目標 2	子ども・若者の夢や希望が叶えられる環境づくり
基本目標 3	困難な課題を有することも・若者やその家族への支援

計画の体系

基本理念の実現に向けた3つの基本目標それぞれに、2つの施策の方向性を掲げ、計画を推進します。



施策の展開

基本目標

こども・若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成

(1)交流・活動の場の充実、居場所づくり

1

すべてのこども・若者が、年齢に関係なく、安心して過ごせる居場所を持てるよう、こども・若者の視点に立ち、その声を聴きながら多様な居場所づくりを進めていきます。

関連事業	■ 放課後児童健全育成事業	■ 柏崎市美術展覧会(市展)
	■ 放課後子ども教室推進事業	■ 市民プラザ管理運営費
	■ 子どもの屋内遊び場施設運営委託事業	■ 博物館管理運営費/博物館振興事業/プラネタリウム管理運営費
	■ 子どもの遊び場施設整備補助金	■ 図書館サービス事業
	■ 県立こども自然王国管理運営費	

(2)多様なこども・若者のチャレンジの促進

こども・若者が、自分の個性や能力を大切にし、自らの希望や意欲に応じて、チャレンジできる環境を整えること、一人一人のニーズに合った教育や学びの場を用意することで、誰もが安心して自立・自律できる環境づくりを行います。

関連事業	■ ウエルカム柏崎ライフ応援事業補助金	■ 市民活動センター管理運営費
	■ U・I ターン住宅取得助成金	■ 子どものスポーツ体験・能力測定業務
	■ 首都圏移住・就業者支援補助金	■ 奨学金貸付事業
	■ 子育て世帯移住・就業者支援補助金	■ かしわざきこども大学事業
	■ 公民館講座運営事業	■ かしわざ“木”的力発信事業(親子森林体験)
	■ 市民大学運営事業	■ 地域生活支援事業(地域活動支援センターⅢ型)

基本目標

こども・若者の夢や希望が叶えられる環境づくり

(1)若者の就労支援・働きやすい職場環境づくりの推進

2

誰もが働きやすい職場環境の整備を推進し、地元企業が自社の魅力や強みを発信できるよう支援するとともに、多様な人材が活躍できるよう、U・I ターンや若者の地元就職を後押しし、就労機会の創出の促進や就労支援に取り組みます。

関連事業	■ 男女共同参画推進事業	■ 高校生インターンシップ支援事業
	■ 大学との連携・協働事業	■ 産業団地整備事業
	■ 柏崎市移住定住マッチングサイト「くじらと。」	■ 働き盛りのメンタルヘルス講座
	■ 育児休業取得促進事業	■ 新規就農者育成支援事業
	■ 若年者就労支援事業	■ 青年就農支援事業
	■ 雇用促進事業	■ 地産地消推進事業(収穫体験)
	■ 職場環境整備支援事業	■ 林業従事者雇用促進支援事業
	■ オープンファクトリー支援事業	■ 漁業就業者支援事業

(2)結婚・こどもを産むことを希望する若者への支援

若者が希望を持てる雇用環境の整備、仕事と子育ての両立支援、ひとり親家庭や多子家庭への支援等により、結婚やこどもを産むことを望む若者が安心してその希望を叶えることができるよう支援します。

関連事業	■ 男女共同参画推進事業	■ 家庭養育応援券事業	■ 乳児等通園支援事業
	■ 不妊・不育治療費助成事業	■ 出産前のパパママセミナー	■ 病児保育事業
	■ 結婚活動応援事業	■ 地域子育て支援拠点事業	■ 思春期保健対策事業
	■ 子育て応援券事業	■ 一時預かり事業	
	■ 1歳児・2歳児の保育料無料化	■ 延長保育事業	

困難な課題を有することども・若者やその家族への支援

(1)複合的な課題を有することども・若者への重層的支援の充実
(いじめ、不登校、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等)

複合的な課題を有することども・若者の成長段階に応じ、本来持っている力を発揮できるよう多面的・継続的にサポートすることで、ことども・若者が自信を持って前に進めるよう支援します。

関連事業	■ 生活困窮者自立支援事業	■ 家庭児童相談事業
	■ 障害者総合支援法の福祉サービス	■ いじめ・不登校電話相談
	■ 児童福祉法の福祉サービス	■ 適応指導教室推進事業(ふれあいルーム推進事業)
	■ 障害者相談支援事業	■ 教育相談事業(カウンセリングルーム)
	■ SOS の出し方に関する教育	■ 心の教室相談員事業
	■ SOS の受け止め方研修	■ 子どもの心育ち支援連携体制構築事業
	■ ゲートキーパー養成研修	■ 通級指導教室事業
	■ 精神保健相談業務	■ スクールサポート事業
	■ ひきこもり支援事業	■ 特別支援教育推進事業
	■ ヤングケアラーへの支援	

(2)非行・ネットトラブル等の予防・啓発

ことども・若者の非行を防ぐために、家庭・学校・地域が連携し、健やかな育成と非行防止に向けた啓発活動を行います。また、安全なインターネット利用に関する啓発・予防対策を強化します。

関連事業	■ 男女共同参画推進事業	■ 情報教育の推進事業
	■ 人権擁護事業	■ 教職員研修事業
	■ 消費者対策事業(消費生活センター)	

計画の推進に向けて

関係機関との連携と推進体制

(1) 計画の周知

本市ホームページ等で本計画の内容等の情報を公表します。

(2) 庁内における計画の推進

本計画を推進するためのこども・若者施策・事業は、市庁内の様々な部門が担っています。子ども未来部が中心となり、各部局が緊密な連携のもとに計画を推進します。

(3) 関係機関との連携強化

計画の推進に当たっては、国・新潟県を始め、関係機関・団体との連携を強化して取り組みます。また、本計画の策定組織である柏崎市子ども・子育て会議において、協議、意見を聴取して、計画を推進します。

計画の進行管理

- 柏崎市子ども・子育て会議が中心となり、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のPDCAサイクルに基づき、計画の進捗管理を行います。
- 計画に盛り込まれた施策・事業について、子ども・若者育成支援推進法に基づく事業を中心に、その実施状況を年度ごとに調査・審議し、必要に応じて計画の見直しを検討します。

柏崎市こども・若者計画

令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

概要版

(発行年月) 令和8(2026)年3月

(編集・発行) 柏崎市子ども未来部子どもの発達支援課

〒945-0064 新潟県柏崎市中央町5番8号

☎(0257)-32-3397(直通)

✉ hattatsushien@city.kashiwazaki.lg.jp